

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

「光回線をアナログ回線に戻せば安くなる」にご注意を!!



「アナログ回線に戻せば料金が安くなる」などと言い、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。大手通信会社やその代理店を名乗っていても、実際には関係のない事業者が勧誘しているケースがみられます。また、知らないうちに、サービス内容が不明なサポートなど、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。

【注意点】

- ▼勧誘を受けたら、事業者名と契約内容をしっかり確認しましょう
- ▼必要のない契約はきっぱり断りましょう
- ▼光回線をアナログ回線に戻す手続きは、ご自身でも可能です。現在の契約先にご確認ください
- ▼困ったときは一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき=6月1日☎13:30~16:30
ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先=同センター（☎28-9110）
※5月31日☎15:30までに予約してください

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。